

ARDF委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、委員会の設置及び運営に関する規程第3条の規定に基づき、ARDF委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運用について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 委員会は、次の業務を行うほか、ARDF競技に関する重要事項に関し、理事会及び会長からの諮問事項を検討する。

- (1) 全日本及び地方ARDF競技大会の企画
- (2) ARDF競技大会の公認
- (3) ARDF競技大会の審判員の養成・登録

(規程の準用)

第3条 委員会の組織及び運用については、この規程に定めるもののほか、委員会の設置及び運用に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。